資料２－３

令和６年度

国の予算編成に関する提案

令和５年１１月

愛 知 県 市 長 会

目　次

第１　地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について　1

第２　地震・津波等災害防災対策の充実強化について　5

第３　福祉・保健・医療施策の充実強化について　7

第４　都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について　14

第５　教育・文化施策の充実強化について　22

第１　地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

（人事院、内閣府、総務省、法務省、財務省、国土交通省、環境省）

１　国と都市自治体との協議及び地方制度改革の推進について

(1) 地方行財政をはじめ地方自治に影響を及ぼす政策の企画・立案及び実施に当たっては、国と地方の協議の場の適切な運営のもとに、十分な協議を経て、合意形成のうえ行うこと。

また、国が新たな政策により全国的に事業を展開するに当たっては、国と地方の協議の場等で十分協議を行うとともに、これに伴い地方で必要となる費用については、国が責任を持って国費による財源を確保すること。

(2) 都市自治体が地域の総合的な行政主体として役割を果たすために、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。

また、新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。

２　行政計画策定の削減について

国が都市自治体に策定を義務付けているすべての行政計画を見直し、一律策定を求める場合にあっては、都市自治体の意見を反映したうえで必要最小限の計画とすること。

３　地方財政の充実強化について

(1) 景気の先行きが不透明で都市自治体の財政が厳しい状況にあるため、物価高騰対策や、行政デジタル化等の国の戦略に基づく施策に対する財政支援を継続・拡充すること。

(2) 地方交付税の財源不足については、特例的な臨時財政対策債に頼らず、法定率の引上げを行うこと。

(3) 国が行う制度改正等に基づく事業に対する地方の財政負担分については、地方固有の財源である地方交付税措置ではなく、地方負担が発生しない国庫補助金等の財源補填の仕組みを構築すること。

４　地方税財源の安定的確保について

令和６年度税制改正等において、経済対策等の政策的な減税措置等を講じる場合は、地方の意見を十分反映した上、地方財政に影響を及ぼすことがないよう、減税措置による減収に対しては、確実に全額国費で補填すること。

また、財政措置に当たっては、交付等の基本スキームについて、早期の情報提供を行うこと。

５　地方法人税の見直しについて

地方法人税については地方交付税の財源とされているが、法人住民税法人税割の税率引下げ

により、都市自治体が取り組む企業誘致の推進等による地方税収入の確保への効果が小さくなることから、地方法人税の撤廃又は税率の引下げにより法人住民税法人税割の税率引上げを図るなど、都市自治体の努力が報われる仕組みを構築すること。

６　ゴルフ場利用税の堅持について

ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

７　ふるさと納税制度の抜本的な見直しについて

(1) 寄附額に占める返礼品の調達費用の割合を引き下げるなど、過度な返礼品競争を抑える見直しを更に進めること。

(2) 個人住民税控除について、特例分の上限を所得割の２割から１割に引き下げるとともに、控除額に上限を設けること。

(3) ふるさと納税ワンストップ特例制度によって、都市自治体が負担している本来国が負担すべき所得税控除分について、地方特例交付金や特別交付税等により全額補填すること。

８　デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）について

地域再生計画の認定に基づくデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）について、地域の実情に応じ効果的に活用できる制度となるよう、事務の簡素化など、更なる制度の見直しを講じること。

９　地方創生応援税制の継続について

国は令和４年１２月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定したことから、新たな戦略の期間に合わせ地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用期間を延長すること。

１０　国庫補助金等の交付時期の明確化について

国庫補助金等の交付決定時期の変更や情報不足等により、補正予算措置した予算の年度間での組替えを余儀なくされる事態が生じているため、制度に関する情報を迅速に提供するとともに、交付決定時期や対応の変更については、特段の配慮の下、慎重に対応すること。

１１　都市自治体のデジタル化の推進について

(1) 地方公共団体情報システムの標準化について、令和７年度とされている移行完了時期の延

長又は経過措置期間等を設定すること。

⑵ 標準化システム移行に係る経費について、関係する補助金の上限額を実情に応じて見直すなど、必要経費全額を国庫負担とするとともに、対象２０業務全ての移行という厳しい交付要件を緩和すること。

⑶ 行政事務の標準化を進めるに当たり、運用経費の削減効果が発揮されるまで、経常経費と附属する事業のシステム標準化の費用に対する支援制度を創設すること。

⑷ ガバメントクラウドの利用料については、国が地方自治体の実態を把握した上で負担を検討するとともに、利用料が現行の運用コストよりも負担が増大することがないよう、国が財政措置を講じること。

⑸ 公金納付義務者の利便性向上及び金融機関からの請求が予定されている公金取扱事務手数料の負担軽減を図るため、地方税共同機構が運用するｅＬＴＡＸ（地方税共通納税システム）を経由した公金収納を行うことができる仕組みを速やかに構築すること。

１２　金融機関における公金取扱手数料等に対する財政措置について

金融機関における公金の取扱いに対して段階的に手数料が導入されることに伴い、都市自治体では多額の財政負担増が想定されることから、所要額について地方交付税等の財政措置を講じること。

また、公金支出の公益的性質に鑑み、都市自治体間で異なる手数料負担とならないよう、全国統一単価を定めること。

１３　人事院が定める地域手当支給地域について

人事院が定める地域手当の支給地域について、市町村単位ではなく生活圏等の実態を反映したより広域的な単位で指定すること。

また、地域手当の支給率の見直しについては、社会経済状況の激変への対応を図るため、２年から３年ごとに見直しを行うこと。

１４　地方公共団体と民間企業との人事交流に係る仕組みの構築について

都市自治体において、職員に民間企業の実務を経験させることで、行政の課題に柔軟かつ的確に対応できる人材の育成を図るとともに、民間企業における知見を活用し、行政運営の活性化を促進させるため、都市自治体と民間企業との人事交流を図る手法の一つとして、民間企業の社員が公権力の行使や公の意思形成への参画を担う職務に従事することが可能となる地方公共団体と民間企業の間の人事交流に係る仕組みを構築すること。

１５　犯罪被害者等支援に係る地方公共団体における支援制度の構築及び財政支援措置並びに都道府県警察等との情報共有制度の創設について

(1) 地方公共団体による見舞金制度等のガイドラインを策定するとともに、地方公共団体が行う犯罪被害者等支援に係る財政支援措置を講じること。

(2) 円滑な犯罪被害者等支援を行うため、支援を行う地方公共団体が都道府県警察等と犯罪被害者等の情報を共有し、適切な犯罪被害者等支援が行える制度を創設すること。

１６　統計調査に係る調査方法の検討及び調査員の確保について

各種統計調査の実施に当たり、調査環境の変化に伴う調査員調査の困難性の拡大、調査員の高齢化、確保難等を踏まえ、郵送による調査の実施や民間事業者業務委託による調査又は調査員報酬費の引上げを行うなど、調査方法の見直しや調査員確保対策の充実を図ること。

１７　多文化共生施策の推進について

外国人材が社会の構成員として公正に社会参画できるよう社会統合政策の推進に必要な総合的・体系的な基本となる法整備を行い、都市自治体が実施する施策に対して柔軟性の高い継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

１８　地方版図柄入りナンバープレートに係る対象要件の緩和について

地方版図柄入りナンバープレートの地域名表示の要件について、単独市町村の場合の登録車の台数要件を複数市町村の場合の台数要件と同じとすること、又は複数の市町村を含む地域を対象地域とする場合の複数市町村に、市町村合併により誕生した市町村を含めることとし、対象拡大となるよう要件を緩和すること。

１９　脱炭素化推進事業債の事業期間の延長について

脱炭素化推進事業債の事業期間は令和７年度までとされているが、公用車に電動車を導入するには、車両と合わせ急速充電機を整備する必要があり、事業全体では莫大な事業費が必要となることに加え、車両更新計画に基づく相応の期間が必要であることから、事業期間を延長すること。また、対象事業が地方単独事業とされているため、国庫補助事業も対象とすること。

第２　地震・津波等災害防災対策の充実強化について

（内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省）

１　防災・減災、国土強靭化対策の持続・更なる強化に向けた予算確保について

「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」に必要な予算を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進するとともに、令和８年度以降も、地震・豪雨などの災害の発生・被災状況を踏まえたうえで、国土強靭化に必要な予算を通常予算とは別枠で確保し、取組を持続的に推進すること。特に、河川改修事業等の防災対策の推進を強力に図ること。

２　地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

⑴ 国土強靭化に向けた防災・減災対策等を更に推進すること。特に、土砂洪水氾濫による災害への予防的対策として、砂防堰堤・遊砂地等の整備を重点的に進めること。

⑵ 南海トラフ地震の地震津波想定や台風による高潮等に対応した防潮堤及び水門などの防護施設を早期に整備すること。また、防潮堤・海岸防災林の盛土整備については、治山事業（海岸防災林造成事業）の更なる予算の確保を行うとともに、財政措置の拡充を講じること。

⑶ 宅地耐震化事業の実施に当たり、令和５年度から国の補助率が１／３とされたが、確実に事業着手できるよう、従前の１／２の補助率とすること。

３　南海トラフ地震臨時情報発表時における災害救助法の適用と公的機関等の対応方針の検討について

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時において、事前避難対象地域を有する都市自治体の避難対策の実効性を高めるため、災害救助法の適用と臨時情報発表時の学校や病院などの公的機関等の対応について、一律的な方針を示すとともに、所管省庁において関係機関への周知徹底を図ること。

４　河川改修事業等の推進について

⑴ 防災・減災対策を強力に推進するため、治水事業に必要な予算を確保すること。また、河川整備等の治水対策を計画的に進めるため、計画事業量の所要額について、継続的に安定した財政支援を講じること。

⑵ 流域治水への取組として、小河川等の改修や内水ポンプ施設整備、各戸貯留等の流域貯留浸透事業を実施できるよう、社会資本整備総合交付金事業の採択要件を緩和するとともに、継続的かつ安定的な河川維持管理事業を推進すること。

⑶ 豪雨災害等浸水被害の防止のため、堤防整備など河川改修を重点的に推進するとともに、準用河川改修事業の予算確保と補助対象要件を緩和すること。

また、準用河川では、水位計の設置が進んでおらず、洪水時の状況把握や避難の状況判断が困難であることから、危機管理型の水位計の設置に必要な施設整備に対する支援を行うこと。

(4) 各地で治水事業の停滞による弊害が生じていることに鑑み、ハード対策や老朽化対策に必要な全体事業予算の確保を図ること。

５　緊急防災・減災事業債制度等の恒久化について

都市自治体が厳しい財政状況の下で、防災・減災対策を長期にわたり着実に推進できるよう、令和６年度までとされている緊急浚渫推進事業債、令和７年度までとされている緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を恒久化すること。

６　消防設備整備に係る財政支援の拡充について

大規模災害や各種災害に的確に対応するため、緊急消防援助隊や常備消防力等の充実強化に係る整備費用について、国庫補助対象を拡充するとともに、予算の満額を確保すること。

７　消防団員退職報償金支払額表の見直しについて

消防団員退職報償金について、基金又は指定法人から都市自治体に対して支払われる額の基準が、３０年以上の勤務年数は一律であるが、年数に応じた額となるよう、見直すとともに、これに伴い増額となる経費について、財政措置を講じること。

８　気象情報の発表区域の細分化について

警報・注意報に係る気象情報の発表区域について、適切な避難情報による迅速な避難につなげるため、都市自治体の実情に即した区域に細分化すること。

第３　福祉・保健・医療施策の充実強化について

（内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省）

１　児童手当の拡充をはじめとするこども・子育て政策に係る財政措置について

児童手当の拡充をはじめ、国が進めるこども・子育て政策の強化について、都市自治体に実質的な財政負担を求めることがないよう、国において確実な財政措置を講じること。

２　少子化社会対策について

⑴ 出産・子育て応援交付金事業について、すべての妊婦・子育て世代が安心して出産・子育てができる環境づくりという事業目的に鑑み、恒久かつ安定的な制度にするとともに、地域間格差なく継続的な事業実施がなされるよう、全額を国庫負担とすること。

⑵ 地域少子化対策重点推進交付金における結婚新生活支援事業は、少子化社会対策であることから、対象者が都市自治体の財政状況によることなく、等しく支援を受けることができるよう、事業を見直すとともに、国が主体的に行う事業として位置付けること。

⑶ 妊婦健康診査１５回目以降の受診助成について、地域間格差が生じないよう、国において財政支援を行うこと。

⑷ 不妊治療における医療保険適用後においても、患者の自己負担額に対する助成を継続するとともに、先進医療の保険適用について制度を拡充すること。

３　保育士・幼稚園教諭等の確保について

⑴ 保育士・幼稚園教諭等の確保を図るため、公定価格における基本分単価の底上げをはじめ、業務負担軽減に資する配置基準の見直し、潜在保育士の職場復帰支援、新たに保育士を志す人を増やすための経済的な支援など、勤務環境及び処遇改善等の積極的な施策を拡充するとともに、必要な財源を十分に確保すること。

⑵ 全国的な人材不足が続く保育所等において、適切な保育等を提供するために必要な職員を確保できるよう、安定した人材供給につながる大学等の養成機関への支援を講じること。また、有資格者の就業継続につながるよう、保育士と幼稚園教諭の資格と免許の一本化を早期に進めること。

⑶ 保育士宿舎借り上げ支援事業について、保育士個人が賃借したものも対象とするよう、制度を拡充すること。

４　幼児教育・保育の無償化について

⑴ 幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園の預かり保育の需要増加に対し、１号認定及び２号認定の公平性を確保するため、幼稚園の預かり保育に対する支給限度額の上限を引き上げる

こと。

(2) 幼児教育・保育の無償化について、３歳未満児の保育に対する利用者負担の減免を実施する都市自治体もあることから、地域間格差なく３歳未満児を対象とするよう、財政支援制度の拡充を図ること。

(3) 幼児教育・保育の無償化において、３歳以上の子どもの無償化開始年齢が利用施設によって異なるため、無償化開始の年齢を統一すること。

(4) 多子世帯の保育料について、在園児に兄弟姉妹がいる世帯はすべて、年齢や世帯の年収にかかわらず、第２子以降の保育料を無料とするよう、制度を改正すること。

(5) 年度途中に増加する０歳児の入所希望に対応する保育士を、年度当初から配置する経費を支援する制度を創設すること。また、外国人児童や障害のある児童を一定数受け入れる保育所に対する財政支援を拡充すること。

５　外国籍園児に対する保育等への財政支援について

認定こども園等での外国籍園児の保育などに当たり、保護者や園児のニーズに対応するため、生活支援員等の加配保育士の配置に対する財政支援制度を創設すること。

６　教育・保育の公定価格の見直しについて

教育・保育等の施設が安定的に運営できるよう、地域の実態や物価高騰等の社会情勢を十分に踏まえ、適切かつ迅速に公定価格を改定すること。

７　保育所等の施設整備について

(1) 公立保育所等の役割の重要性に鑑み、民営化が一定程度進捗した都市自治体に対して、公立施設の機能を維持し、保育の質の向上を図るため、保育施設設備に関する補助制度を見直すとともに、必要な財政措置を講じること。

(2) 幼児教育・保育の無償化に伴う保育希望者の増加により、認定こども園の施設整備が欠かせない状況であるため、就学前教育・保育施設整備交付金の補助率について、幼稚園機能部分を保育所機能部分に合わせ２／３とすること。

(3) 就学前教育・保育施設整備交付金について、待機児童解消のための保育所整備に向け、国による保育所等利用待機児童数調査による待機児童数だけではなく、いわゆる隠れ待機児童数の数値も考慮するなど、就学前教育・保育施設整備交付金の交付に係る国庫補助金の嵩上げ要件を拡充すること。

８　放課後児童健全育成事業の補助基準について

育成支援の質を確保するため、補助基準額をクラブ運営経費に見合うよう増額すること。ま

た、年間開所日数が２００～２４９日のクラブについては、児童数に応じた区分を細分化し、補助基準額を増額すること。

９　子ども医療費助成制度の創設について

全国の都市自治体が単独事業として実施している子ども医療費助成制度は、人口減少社会への対策として、本来、国が全国一律に行うべきものであることを踏まえ、都市自治体の財政状況によることなく、等しく助成を受けることができるよう、国の責任において、１８歳までを対象とする全国統一基準による制度を創設すること。

１０　国民健康保険制度について

⑴ 安定的で持続可能な医療保険制度の実現のため、国の責任において、他制度との公平性を図ったうえで、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。また、制度の一本化が実現するまでの間は、更なる国費の投入など、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講じること。

⑵ 都道府県単位化による国民健康保険制度の持続可能性確保のため、都道府県が中心的な役割を果たす制度運用とすること。また、子どもを産み育てやすい環境づくりとして、国保制度全般の見直しを行うこと。

⑶ 地方単独事業に係る国庫負担金等の減額措置を全面的に廃止すること。

⑷ 国民健康保険制度の安定的な運営に向け、医療保険財政への影響を考慮した適正な薬価の設定等の対策を講じること。

⑸ 子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度の施行に当たっては、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大するなど、制度を拡充すること。

⑹ 国保総合システムの更改に伴う費用については、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないよう、必要な財政措置を講じること。

１１　国民健康保険事業への国庫負担の引上げや新たな補助制度創設について

⑴ 国民健康保険事業について、市町村に課される国民健康保険事業費納付金の負担を軽減するため、都道府県への国庫負担・補助の拡充をすること。

⑵ 特に急激な負担増が生じた場合に、それを緩和するような新たな補助制度を創設すること。

１２　介護保険制度の見直しについて

⑴ 介護保険制度の改正に当たっては、軽度者（要介護１・２）の生活援助サービス等について、利用者や都市自治体の意向を尊重し、安易に総合事業へ移行しないこと。

⑵ 適正な介護サービスを継続して提供するため、地域の実態や物価高騰等の社会情勢を十分に踏まえた介護報酬となるよう、適切かつ迅速に改定すること。

⑶ 在宅介護者に対し、通院等乗降介助の介護サービスを安定して提供できるよう、事業所の指定基準の緩和に加え、介護報酬の改定を行うこと。

１３　介護職員、介護支援専門員等の確保について

⑴ 介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護職員及び介護支援専門員の確保や定着に向け、賃金等の処遇改善を行うとともに、財政措置等の支援策を講じること。

⑵ 外国人介護職員等の確保に向け、受入施設に対する環境整備や伴走型の技術的支援などの支援制度を創設すること。

１４　要介護認定事務のデジタル化への財政支援について

要介護認定を迅速かつ適正に実施するため、要介護認定事務の簡素化・効率化に向け、認定調査及び認定審査会のデジタル化に対する財政支援を講じること。

１５　介護給付費財政調整交付金交付に係る介護保険システムの標準化について

介護給付費財政調整交付金の交付について、適正な算定及び保険者の事務負担の軽減を図るため、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえたうえで、介護保険システムの標準化を実施すること。

１６　配食サービスに係る貨物自動車運送事業法の規制緩和について

自ら食材の調達や調理が困難となった高齢者等に対して、多様な担い手による配達の仕組みづくりが進められるよう、一定の条件のもとで、貨物自動車運送事業法の規制を緩和すること。

１７　障害者福祉の充実・支援について

⑴ 地域生活支援事業については、都市自治体が支弁した費用の１００分の５０以内の額を国が補助することとなっているが、実際の交付額は１００分の５０を大きく下回っていることから、都市自治体に超過負担が生じず、安定的に運営し障害福祉サービスを提供できるよう、確実に財源を確保すること。

⑵ 適正な障害福祉サービスを継続して提供するため、地域の実態や物価高騰等の社会情勢を十分に踏まえた公定価格となるよう、適切かつ迅速に改定すること。

⑶ 重度訪問介護等の訪問系サービスを含む障害福祉サービスに係る費用について、自治体間において負担が偏らないよう、国庫補助負担基準を見直すこと。

(4) 障害者雇用の推進と障害特性に応じた働き方に対応するため、障害者テレワークオフィスの開設及び運営に対する支援制度を創設すること。また、持続的運営に資する人材確保・育成の体制整備について、支援措置を講じること。

１８　障害福祉サービス等に関する相談支援に対する報酬体系の拡充について

特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所を安定的に運営し、専任体制による質の高い相談支援を提供するため、相談支援に対する報酬体系について、基本報酬を充実するとともに、業務実態に見合った適切な報酬単価への引上げ等をすること。

１９　発達障害に係る気付きの機会の確保と寄り添い支援について

都市自治体の任意実施とされている発達障害に係る気付きの機会（５歳児健診等）の確保及び乳幼児期から学童期・思春期までの切れ目ない寄り添い支援について、法制度の整備と必要な財政支援を講じること。

２０　無料低額調剤について

生活困難者が無料又は低額な料金で調剤を受けられるようにするため、院内処方だけでなく、院外処方の場合についても、第二種社会福祉事業（無料低額診療事業）の対象となるよう、法整備を行うこと。

２１　加齢性難聴者への支援について

加齢性難聴者の日常生活の質の向上と社会参加の阻害防止を図るため、補聴器の購入経費について助成制度を創設すること。

２２　認知症患者への損害賠償請求支援制度について

認知症患者が起こした事故に対する損害賠償請求に対し、国による統一した支援制度を創設すること。

２３　福祉医療等助成制度の創設について

都市自治体により対象者や助成方法が異なる福祉医療費助成制度について、都市自治体の財政状況によることなく、等しく助成を受けることができるよう、恒久的な財政措置による全国一律の制度として創設すること。

２４　地域医療体制及び医師等確保対策の充実について

(1) 地域医療体制を確保するため、麻酔科・産婦人科・小児科医師の養成について、必要な対策

を講じること。また、地方公立病院が地域の基幹病院としての機能を確保するため、必要な診療科の設置と人口に応じた医師の適正配置を制度化すること。

⑵ 安心できる地域医療体制が存続できるよう、地方の医師不足と医師偏在の解消、医学部偏在の解消と定員の増、新規診療所開設への助成など、地域の医療格差を縮小する取組に対し、一層の支援を行うこと。

⑶ 地域医療の提供を支える二次救急医療機関における診療体制を確保するため、医師確保に係る財政支援制度を創設すること。

⑷ 新専門医制度において、医師の地域偏在の根本的解決を図るため、都市自治体からの国への意見が日本専門医機構等の運営に十分反映され、地域の実情を踏まえた制度となるよう、国が主体的に関与すること。

⑸ 医師の働き方改革について、時間外労働の上限規制の適用は医師の労働環境の改善及び医療の質の向上に資する一方、大学病院等からの医師派遣が困難となり、救急医療をはじめとする診療体制の縮小が危惧されることから、地域医療が崩壊することがないよう、慎重な制度移行に努めるとともに、地域の実情に応じた十分な支援策を講じること。

⑹ 病院等における薬品等の材料費や医療機器等の購入に係る消費税負担は、社会保険診療報酬等に反映されているとなっているが、保険診療における費用負担は十分ではなく、病院等の負担は増額しているため、医療に係る消費税制度の抜本的な見直しを図ること。

⑺ 地域住民の生命と健康を守る拠点である公立病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、診療報酬改定や不採算部門への交付金、医療提供体制の維持に必要な補助金など、十分な財政措置を講じること。

２５　新興感染症への備えに係る財政支援について

公立病院の経営強化プランに義務付けられた新興感染症への備えについて、感染症指定病院以外の病院における確保病床等に対する財政支援を講じること。

２６　オンライン診療の普及について

過疎地域や医師不足地域におけるオンライン診療普及のため、環境整備や導入費用に対して、より一層の支援を行うこと。

２７　予防接種事業について

⑴ 風しん予防に向けた抗体検査及び予防接種に関する助成制度を拡充すること。特に、先天性風しん症候群（ＣＲＳ）対策である妊娠を希望する女性及び妊婦の家族等に対する予防接種への助成制度の拡充を優先すること。

⑵ 成人の風しん抗体検査から予防接種まで一貫した財政措置を講じること。

⑶ 小児を対象とするおたふくかぜの予防接種について、早急に国の負担による定期接種に位置付けること。また、それまでの期間は、国において財政措置を講じること。

⑷ 帯状疱疹ワクチンの公衆衛生上の有効性や費用対効果を早期に検証するとともに、予防接種法に基づく定期接種化と十分な財政措置を講じること。

２８　新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制整備及び財源確保について

新型コロナウイルスワクチン接種を今後も安定的に推進するため、国の責任において、令和６年度以降のワクチン接種方針を早期に整理し、体制整備を促進するとともに、必要となる財源を国庫補助負担金等により、全額確保すること。

２９　予防接種健康被害救済制度申請に係る費用助成について

予防接種健康被害救済の請求に必要な書類に係る費用について、助成制度の創設及びそのための財政措置を講じること。

３０　歯周病検診の対象者の拡大について

歯周病を予防するため、歯科検診の受診機会を増やすよう、健康増進法に基づく歯周病検診の対象年齢を引き下げるとともに、５歳刻みとすること。

３１　民生委員・児童委員の確保対策と支援体制の拡充について

⑴ 自主的なボランティア活動を期待される民生委員・児童委員の位置づけを明確にし、多岐にわたる相談・支援を実現するため、法律の見直しを行うこと。

⑵ デジタル化の推進等により、活動の負担軽減を図ること。

⑶ 一部の都市自治体において設置する民生委員協力員などの協力体制の確立により、新たな地域の担い手を掘り起こし、確保を図ること。

⑷ 活動費の見直しを含む財政措置を講じること。

３２　アスベストによる健康被害対策について

⑴ アスベスト健康被害について、国の責任において、中皮腫や肺がんのリスクを有する石綿ばく露の所見（胸膜プラーク等）のある者に対する健診の実施など、恒久的な健康管理システムを創設すること。

⑵ 住民自らが適切に健康管理を行うために必要なリスク情報を開示すること。

第４　都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について

（内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

１　社会資本整備への支援について

(1) 道路整備及び市街地再開発事業等における社会資本整備総合交付金について、社会資本整備が計画的に進捗するよう社会経済状況や地域の実情に即した適切な財政措置を継続するとともに、都市自治体にとってさらに活用しやすい制度となるよう拡充を図ること。

(2) 都市公園事業について、面積が２ha 未満の施設整備についても交付対象とするよう補助要件を緩和すること。

(3) 土地の取得に必要な不動産鑑定評価及び分筆登記に係る経費を、補助対象とすること。

２　道路橋梁事業の促進について

(1) 生活に密着した道路等の整備に安定的かつ十分な財源確保を図ること。

(2) 道路橋梁整備の事業促進を図るため、国の防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策を十分に活用できるよう必要な予算措置を講じること。

(3) 通学路の交通安全対策を継続するため、カラー塗装の塗り直し等、交通安全施設の維持管理に対する財政支援をすること。

(4) 名豊道路は、完成自動車の国際ハブ港である三河港と輸送機械等の生産拠点を結ぶ重要な東西軸道路であるため、２０２４年度の全線開通に向けて整備促進を図るとともに、暫定２車線区間の４車線化に向けて整備を加速すること。

(5) 西知多道路は、国際拠点空港である中部国際空港と高速自動車国道を直結する道路で、国が責任を持つべき道路であり、リニア中央新幹線の名古屋駅とも繋がる重要な道路であることから、２０２７年度までに整備するため、事業中区間の整備促進や未事業化区間の早期事業化を図ること。

(6) 名岐道路は、名古屋と岐阜との交流・連携強化に資する重要な道路であるため、早期事業化に向けて、直轄調査を推進すること。

(7) 三遠南信自動車道は、県境を越えた広域連携の軸となって広域道路ネットワークを形成するすることから、早期整備を図ること。

(8) 浜松湖西豊橋道路は、広域道路ネットワークの効果をさらに高める重要な道路であるため、早期実現に向け直轄調査を推進すること。

(9) 一宮西港道路や名古屋三河道路は、計画の早期具体化に向けて、一宮西港道路の路線検討を推進し、名古屋三河道路の優先整備区間の路線検討を支援すること。

(10) 国道３０２号など、名古屋都市圏における広域道路ネットワークの早期整備を図ること。

(11) 本県内において事業中・計画中の高規格幹線道路、地域高規格道路をはじめ、県内都市間を結ぶ幹線道路網の早期整備を図ること。

３　インフラの維持管理・更新に係る支援について

跨道橋・跨線橋を含む道路メンテナンス事業等について、継続的かつ十分な財政支援と技術的支援を行うこと。

４　港湾整備事業について

三河港の物流機能を強化するため、三河港周辺道路（臨港道路東三河臨海線並びに名豊道路の全線開通及び４車線化など）や「第６次三河港港湾計画」に基づく公共岸壁等の港湾施設を早期整備すること。

５　水道事業への支援について

(1) 水道事業の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ令和６年４月に移管された後において、施設整備等に必要な予算を確保するとともに、専門的な助言等を行うこと。

(2) 水道水源開発等施設整備費国庫補助金及び生活基盤施設耐震化等交付金については確実な財源の確保に努めるとともに、補助要件における資本単価の緩和又は撤廃、補助率の引上げなど制度の拡充と、交付要件の柔軟な対応を図ること。

６　下水道事業への支援について

(1) 住民の安全・安心な暮らしを持続するため、下水道事業における浸水・地震・老朽化対策など国土強靭化に係る経費について、必要な財源確保を図ること。

(2) 社会の基幹的インフラである下水道施設の長寿命化、耐震化や改築、更新などを計画的かつ持続的に遂行していくため、国庫補助制度を今後も堅持するとともに重点事業とし、十分な予算を確保し適切に配分すること。

(3) 下水道未普及解消のため、社会資本整備総合交付金における主要管渠の補助対象範囲に係る弾力条項要件を緩和するとともに、効果促進事業における末端管渠整備を再度制度化すること。

(4) 公共下水道事業に対する国庫補助率及び補助要件を流域下水道事業と同様とすること。

(5) 下水汚泥の再生利用を継続的に実施していくためには、再生利用の運営に係る収支を改善し、下水道事業全般の安定的経営の確保が必要であるため、下水汚泥再生利用の運営に係る収支改善に資する支援を講じること。

(6) 既存の下水道施設の改築を確実に実行していくため、国庫補助制度を今後も堅持すること。

(7) 下水道事業における雨水対策として、雨水排水路、調整池、ポンプ場等の整備を推進する

ため、社会資本整備総合交付金事業の予算を十分に確保すること。

７　地方都市における市街地再開発事業の促進について

民間の市街地再開発事業を促進するため、補助率等の更なる拡充や防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金（地域活性化タイプ）の適用拡大など、地域の実情に即した財政支援措置を講じること。

８　土地利用に関する規制緩和及び法令改正について

農地法や農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法などの開発等の規制により、新たな土地利用が困難となっていることから、地方創生や地域振興に向け、地域の実情に応じた柔軟なまちづくりが可能となるよう土地利用に関する抜本的な規制緩和や法令改正を行うこと。

９　市街化調整区域内の公共施設の統廃合に伴う有効利用について

跡地及び既存建築物の有効利用に支障となる都市計画法上の開発許可要件について、新たな制度設計の検討を行うこと。

１０　景観及び歴史まちづくり事業に係る支援の拡充について

景観及び歴史まちづくり事業に関しては「歴史的風致維持向上計画」の認定により利用できる支援制度は広がるが、地域の個性をより生かせるよう、地域の実情に即した柔軟性のある財政支援を行うこと。

１１　危険木伐採等に係る制度の創設について

住居や道路等に隣接する森林に存在する危険木から人命及び財産を守るとともに、適正な里山環境を維持するための支援制度を創設すること。

１２　公共施設等適正管理推進事業債について

災害対応拠点としての庁舎の重要性が増す中、建替えには住民の合意形成に相当期間を要するため、市町村役場機能緊急保全事業を対象事業に復活するとともに、耐震化工事を実施した場合であっても、震災後の業務継続が困難となる場合が想定されるため、耐震化未実施等の対象要件を緩和すること。また、長寿命化事業等において、公共用施設だけでなく、庁舎などの公用施設も対象とし、令和９年度以降も継続すること。

１３　公園施設長寿命化対策支援事業の採択要件の緩和について

長期のライフサイクルコスト削減やカーボンニュートラル達成に寄与する必要不可欠な改

修について、採択要件を緩和すること。

１４　空き家対策の推進について

⑴ 年々増加している空き家に係る対策を促進するため、空き家対策総合支援事業について特定空家等に対する行政代執行や略式代執行に係る費用回収等の手続きを円滑に進めるための支援制度を構築すること。また、空き家への無断侵入等が問題となっていることから、これを取り締まる規定を空き家等対策の推進に関する特別措置法及び他法令に制定するなど、規制を行うこと。

⑵ 空き家情報の行政への登録義務付けを法制化すること。また、空き家所有者と空き家から悪影響を受けている近隣住民の間で改善に向けて直接対応できるよう、空き家所有者等情報の現地への表示や、都市自治体が自治会等の外部へ提供できる制度を構築すること。

１５　リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線早期開業について

リニア中央新幹線の整備効果を遺憾なく発揮させるため、東京・大阪間の全線早期開業に向けて、財政投融資による支援等を継続して実施すること。

１６　地域鉄道に係る支援について

⑴ コロナ禍による社会の行動変容が急激に進み、鉄道の利用者が元に戻らないと見込まれる中、地域鉄道に対する支援措置を継続するとともに、新たに減収補填制度を創設すること。

⑵ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について、地域鉄道事業者が計画的に事業実施できるよう所要の財政措置を講じるとともに、補助率の嵩上げなど制度を拡充すること。

⑶ 地域鉄道事業者支援に対して、都市自治体が行う維持管理費への支援も特別交付税措置の対象とするなど、財政支援措置を拡充すること。

⑷ 地域の移動手段が将来にわたり持続可能なものとなるよう、財政的な支援だけにとどまらず、調査・研究等の積極的な関わりを持つこと。

⑸ ネットワークを形成する鉄道事業者やバス事業者への運営支援制度を創設すること。特に、ＪＲローカル路線への経営支援並びに地方鉄道の運営に関する積極的な支援を行うこと。

１７　地域公共交通に対する支援について

⑴ 公共交通機関の確保・維持のため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の財源の確保及び地域内路線についても財政支援を行うとともに、補助要件の緩和や交付上限額の引上げなど弾力的な対応とすること。

⑵ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金について、新型コロナウイルス感染症による利用者減少の実情に鑑み、補助要件のうち「１日当たりの輸送量１５人以上」について要件の引

下げをすること。

１８　高速道路料金に関する割引制度の充実について

地域経済への経済波及効果が大きい観光産業の活性化を図るとともに、広域的な交流や都市間連携を促進するため、高速道路料金の割引制度を充実すること。

１９　農林業の振興施策の充実強化について

(1) 原木しいたけ等の特用林産物栽培については、カシノナガキクイムシを媒介にしたナラ枯れ等による生産物への被害が拡大していることから、早急に害虫の発生原因及び被害状況を把握し、防除対策を講じること。

(2) 世界規模での燃油価格や肥料価格の高騰に対し、国において支援が行われているが、農業用資材価格の高騰に対する支援はなされていないため、新たな支援制度を創設すること。

(3) 肥料・飼料の価格高騰により、生産コストが上昇し、農業者の経営を圧迫していることから、価格高騰対策を継続するとともに、肥料・飼料の価格安定策を講じること。

(4) 強い農業づくり総合支援交付金及び畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金について、施設や機械導入など酪農に関する事業を対象とすること。

(5) 農業生産条件が不利な中山間地域において、担い手の集積に支障をきたしていることから、円滑な集積を後押しする施策を講じること。

２０　排水機場の廃止等に係る支援について

(1) 農地の湛水防除を目的に整備された排水機場について、農地の減少や河川の改修、都市型ポンプ場の整備等によりその役割を終える場合は、排水機場を所管する市が廃止（撤去）する必要があるが、多額の費用を要し大きな財政負担となることから、排水機場廃止（撤去）に係る財政支援措置を講じること。

(2) 機能を縮小した排水機場の余剰となった用地や建物等について、防災・減災や治水対策を進めるための都市型ポンプ設置施設への転用など、用途変更を容易にするため多目的利用を可能とする制度を創設すること。

２１　未利用材の買取制度の創設について

継続的な森林整備や木材生産活動を支援するため、地域住民が一体となって林地残材を搬出する取組により搬出された未利用材の買取制度を創設すること。

２２　中小企業・小規模事業者への支援について

(1) エネルギー価格高騰により多大な影響を受ける中小企業等の実情を踏まえ、負担軽減に直

接寄与する的確な支援策を継続して講じること。

(2) コロナ禍により影響を受けた小規模事業者のうち、生活基盤に重大な影響を及ぼす過疎化が進む地域における事業者への、きめ細かで長期的な事業継続への支援を充実すること。

(3) 長引く燃料価格等の高騰により、地方の中小企業等の経営が逼迫していることから、燃料油価格激変緩和対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業を延長すること。

２３　商店街共同施設（アーケード等）の整備等に対する支援について

アーケードや街路灯等の商店街共同施設の整備・補修・撤去等を対象とする補助制度を創設し、商店街による適切な維持管理に必要な財政措置を講じること。

２４　亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

(1) 民間の法人も含む団体に対し、亜炭鉱廃坑の位置・範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度を早期創設すること。

(2) ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有する各種情報の提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国は技術的知見から積極的に参画すること。

２５　太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等について

(1) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置や管理が適正に実施されるよう、発電事業者への事業計画作成時の地域住民に対する説明の義務付けや防災、環境・景観保全等に係る関係自治体の意見を反映させる制度の創設など、必要な法令等の整備を行うこと。

(2) 太陽光発電設備の撤去や廃棄が適正かつ確実に実施されるよう、適正処理に関する制度、発電事業の終了時に適正に対応するための仕組みなどを早急に構築し、実施すること。また、事業者が撤去や廃棄をする際はリユース・リサイクル等に努めさせること。

(3) 多発する集中豪雨にも対応できる雨量強度とするなど、林地開発許可を含む各許認可の基準を見直すこと。

(4) 事故等が発生した場合の責任の所在が明確となるよう、過度な転売を抑制するなど、法整備を行うこと。

２６　２０５０年カーボンニュートラルに向けた取組への支援の充実について

(1) 太陽光発電設備やＬＥＤ照明、高効率エアコンなどの脱炭素化に寄与する設備の整備手法について、資産形成することなく、リース契約による場合にあっても財政支援の対象とするよう支援を充実すること。

(2) 都市自治体が脱炭素に関する様々な技術や情報に触れられるよう環境省本省だけでなく、各地方環境事務所の管内において、脱炭素に取り組む企業や脱炭素に関する優れた技術を有する企業と都市自治体とのマッチングの機会を設けるなど、都市自治体の脱炭素の取組を支援すること。

(3) 太陽光発電設備の導入は、脱炭素に向けて再生可能エネルギーの推進となるため、カーポート型太陽光発電設備の設置に係る建築基準法上の条件緩和について、早急に見直すこと。

２７　不法投棄防止対策について

違法な建設発生土の大量搬入や盛土造成と称した不法投棄の防止対策として、「廃棄物混じりの土砂」と「建設発生土」の処分方法について取扱基準を明確化すること。

２８　適正処理困難物の指定追加について

新たに廃リチウムイオン電池及びこれを内蔵する電化製品を適正処理困難物として指定すること。

２９　生活循環整備に係る支援制度について

(1) 循環型社会形成推進交付金について、施設の設置主体や規模に関わらず補助対象とするとともに、災害復旧に限定することなく、既存施設における浸水や停電等の災害対策事業や老朽化による更新についても補助対象とすること。

(2) 浄化槽設置整備事業について、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の設置要件を緩和するとともに、団地の大型浄化槽利用区域に居住する者や、合併浄化槽の更新に対しても補助対象とするなど制度を拡充すること。

３０　環境配慮型トイレに対する支援について

山岳地域における自然環境保全のため、現行の環境配慮型トイレ整備に係る支援に加え、維持管理に係る支援制度を創設するとともに、環境配慮型トイレの設置・管理に係る状況、コスト低減などの情報提供や、トイレの継続的な利用実態調査などを行うこと。

３１　不良な生活環境（ごみ屋敷）対策について

住居及びその敷地において物が堆積又は放置されることで、悪臭が発生するなどの周辺の生活環境が損なわれる「不良な生活環境（ごみ屋敷）」の発生の防止及び解消のための法整備を行うこと。法令では、対策に当たって原因者への支援を基本原則とすることを明示した上で、報告徴収、立入検査及び他機関への情報提供依頼並びに改善措置に関する指導、勧告及び命令を可能とする規定を設けること。

また、不良な生活環境を発生させた者が、経済的理由から堆積又は放置された物を片付けられない案件もあるため、これらの物を処理するための財政措置を講じること。

３２　特殊詐欺被害防止に係る固定電話対策について

固定電話を設置しているすべての個人宅に対して、「発信者の電話番号を表示する機能」や、「発信者が電話番号を非表示で掛けた場合、発信者に対して電話を表示して掛け直すよう音声案内する機能」を導入する費用の無償化が図られるよう、電気通信事業者への支援制度を創設すること。

３３　火葬場整備事業費補助制度の創設について

都市自治体における火葬場の新設及び既存施設の整備に係る財政支援制度を創設すること。

第５　教育・文化施策の充実強化について

（内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省）

１　教職員等配置体制の整備及び財政支援について

教員の働き方改革を促進するため、基礎定数の更なる改善を図り、正規教職員を増員するとともに、都市自治体が行う人的措置に対し財政支援を講じること。

２　小学校高学年における教科担任制の推進について

今後も、専門性の高い教科指導を行うため、専科指導教員の配置の継続と拡充を進めるとともに、専科指導の対象とすべき教科を全教科とすること。

３　外国語（英語）指導助手（ＡＬＴ）の定員配置について

小学校外国語（英語）科の実施に合わせ、英語を母国語とする指導助手（ＡＬＴ）を、県費負担職員として配置できる制度を創設すること。

４　休日の部活動地域移行に係る支援について

地域人材の確保、部活動指導員の養成及び配置、部活動に伴う送迎費用など、地域移行することに伴う財政需要に対する支援とともに、円滑な移行につなげるための手順や工程などを早期に提示すること。

５　児童生徒への教育支援の充実について

⑴ 特別支援学級において、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が実施できるよう、１学級８人の学級編制標準を段階的に５人程度に引き下げること。併せて、学級数の増加に伴う必要な人的及び財政的支援を講じること。

⑵ 特別な支援を必要とする児童生徒の増加や多様化する支援内容に対応するため、教員、学校看護師、支援員、介助員等が適切に指導及び支援が行えるよう、地方交付税措置に加えて国費による更なる人的及び財政的支援の充実を図ること。

⑶ 外国人児童生徒の増加傾向に鑑み、日本語指導など、特別な配慮を要する児童生徒に対応するための通訳や支援員の拡充を行うとともに、支援員等を雇用する際の財政支援を講じること。

⑷ 小・中学校への就学・編入学のための外国人児童生徒や日本国籍の外国育ちの児童生徒を対象にした初期指導教室設置運営に対する補助を充実・継続すること。

⑸ 医療的ケアを必要とする児童生徒及び重度肢体不自由の児童生徒に、安全の確保を保障した学びの場を提供できるよう、小・中学校への看護師等配置や必要となる設備等の環境改善

に向けて財政支援を拡充し、必要な予算を確保すること。

６　小・中学校への学校栄養職員の配置基準の見直しについて

学校給食では、食育の推進やアレルギー疾患のある児童生徒に対する除去食の提供及び献立作成の助言など、専門知識に基づいた対応が不可欠であり、栄養教諭や学校栄養職員が担うべき職務は質・量ともに増大しているため、栄養教諭等の配置基準について、児童生徒数１，５００人以下の学校給食共同調理場においては２名とするなど、共同調理場及び単独実施校における基準を見直すこと。

７　ＧＩＧＡスクール構想に関する支援について

⑴ １人１台端末の追加や更新について、地方負担のないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。また、財政措置の方針については、早急に都市自治体に明示すること。あわせて、端末や機器等の保守、学習系ネットワークの通信費、今後の教育活用を見据えた保守管理、ソフトウェアの利用、ＩＣＴ支援員の配置等のネットワークに係るランニングコストに対しても、地方負担が生じないよう、継続的な財政支援制度を創設すること。

⑵ ＬＴＥ通信に対応する学習者端末等を導入できるよう、ＬＴＥモデルタブレット端末の運用に係る費用（ランニングコスト）等への財政支援を行うこと。

⑶ ＬＴＥ通信利用に係る月額通信料がランニングコストの大部分を占めるため、通信事業者に対し、月額通信料を減額するための料金体系を整備するよう、働きかけること。

⑷ 学級数の変動やＩＣＴを活用した学習の拡大等によるＳＩＮＥＴ活用等の学習系ネットワークの追加整備や通信環境改善について、補助制度の延長及び遡及適用など、十分な財政支援を講じること。

⑸ 令和６年度から段階的に導入される学習者用デジタル教科書の無償給与及び指導者用デジタル教科書の購入（ライセンス取得）に係る財政措置を講じること。

８　学校施設等の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

⑴ 義務教育諸学校の新増築や学校施設の老朽化対策や長寿命化対策、災害時に避難所となる屋内運動場への空調設備設置や建築非構造部材の耐震対策などの施設整備、バリアフリー化やトイレ改修などの各種環境改善に係る公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金について、補助単価の引上げ、補助率の嵩上げ、補助対象事業費の上限額・下限額の見直し、補助期間の延長、補助メニューの拡張など、財政支援を拡充するとともに、確実な事業採択に向けて当初予算での財源を確保すること。

⑵ 学校施設環境改善交付金の配分基礎額が実際の工事費と比較して低い額となることが常態化しているため、算定基礎となる単価及び面積について、物価高騰や法改正への対応など、

実態に合わせた見直しを行い、交付額を引き上げること。

(3) 学校給食に係る施設整備について、増築を伴わない施設の改修、機器や車両等の設備の更新についても、補助対象とすること。

(4) 「学校共同事務室」の設置に伴う備品・消耗品の整備について、財政支援すること。

(5) 津波浸水想定区域外へ施設を移転する場合、用地取得費や土地造成費に係る補助制度の新設や学校施設建設費の補助率の引上げなど、更に有利な財政措置を行うこと。

９　幼稚園教諭宿舎借上げ支援について

幼稚園型一時預かり事業等を実施するなど、待機児童解消の役割を担う幼稚園における教諭確保対策として、「保育士宿舎借り上げ支援事業」と同様に、幼稚園事業者が幼稚園教諭用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援する事業を創設すること。

１０　学校給食に係る支援について

(1) 義務教育における学校給食は、食育を通して児童生徒の心身の発達や健康を支えるだけでなく教育に資するものであるが、学校給食の無償化に取り組む都市自治体が増えており、自治体間競争と格差が懸念されることから、保護者の教育費負担軽減と教育機会の均等性を図るためにも、学校給食法における保護者負担とする規定を削除し、国費による学校給食無償化の制度を創設すること。

(2) 学校給食の円滑な実施のための「物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減」に対し、臨時交付金等による支援を令和６年度以降も継続すること。

１１　スクールバス導入について

学校再編により遠距離通学を余儀なくされる児童生徒の安全・安心な通学手段を確保するため、「へき地児童生徒援助費等補助金」制度における遠距離通学の距離基準を緩和するとともに、統合から５年間とする補助対象期間の規定を削除すること。さらには、スクールバスの購入経費や運行経費について国が負担するスクールバス制度を創設するなど、恒久的な支援措置を講じること。

１２　いじめ防止対策について

(1) いじめの未然防止及び早期対応のためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の確保、いじめ問題対策連絡協議会や再調査等に対応できる専門家(弁護士・医師・臨床心理士・社会福祉士等)の確保について、財政措置を講じること。

(2) ネットパトロールや情報モラル講座など、ネットトラブルを未然に防止するための講座開催に係る財政支援制度を創設すること。

１３　外国人材の受入れ拡大に向けた支援について

⑴ 特定技能をはじめとした外国人材に係る制度改正について、事業者団体等の意向を聴取、反映させるとともに、責任をもって外国人材の就労・職場定着に取り組むこと。

⑵ 事業者及び地方自治体による取組への財政措置をすること。

⑶ 外国人材及びその家族を含めた在留外国人への日本語教育、安心して働き、暮らしていくための様々な支援など、多文化共生社会の実現に向け、国による責任ある取組をすること。

１４　国登録有形文化財（建造物）の維持管理等に係る国庫補助制度の創設について

個人所有の登録有形文化財における維持管理や修理に対する補助制度が無く、維持修繕の資金が捻出できず、登録を解除せざるを得ない状況が発生していることから、登録有形文化財の個人所有者に対する国庫補助制度を創設すること。

１５　文化振興における国庫補助金の拡大について

文化芸術振興費補助金の地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業）の補助対象経費の上限額の引上げ及び予算の増額をすること。

１６　補欠の教育長の任期について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第５条第１項ただし書に定める補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定の削除又は前任の教育長が辞職した場合などは、後任の教育長は補欠に当たらないとする柔軟な解釈をすること。

参考資料（令和6年度の施行・取組に対する愛知県からの要請（2023年11月）抜粋）

（参考）
◇愛知県広域道路ネットワーク計画図

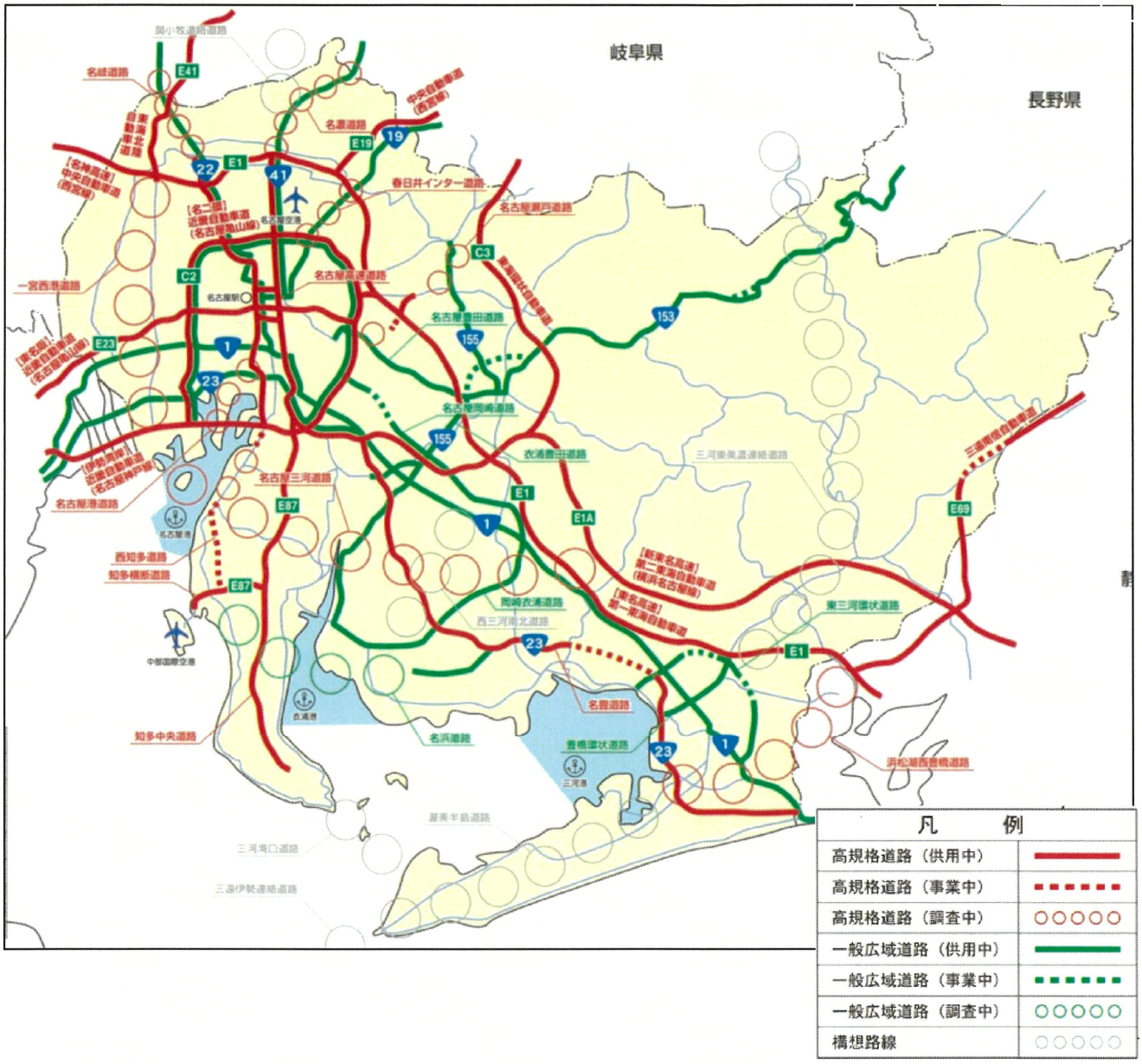

【西知多道路】

国道247号　混雑状況（東海市）



【名岐道路】

国道22号　混雑状況（一宮市）

